



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月30日火曜日 第2466号

◇ 目 次 ◇

指定完成検査機関の指定.....（消防防災安全課）... 366
 指定保安検査機関の指定.....（ " ）... 366
 救急病院の名称及び開設者名の変更.....（医療対策課）... 367
 指定障害児通所支援事業者の指定.....（障害福祉課）... 367
 指定障害児通所支援事業者の廃止.....（ " ）... 367
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 367
 指定一般相談支援事業の廃止.....（ " ）... 368
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 368
 道路の区域変更（県道西条久万線）.....（東予地方局管理課）... 368
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 369

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 369
 製菓衛生師試験の施行.....（薬務衛生課）... 369
 調理師試験の実施.....（ " ）... 369

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 369
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 370

人事委員会告示

平成25年職種別民間給与実態調査の実施.....（人事委員会事務局）... 372

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）... 372

告 示

○愛媛県告示第508号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項ただし書の規定により、次のとおり指定完成検査機関を指定した。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	完成検査を行う事業所		指定の区分	指定の期間
		名称	所在地		
秋尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	秋尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第33条第3項において準用する同令第32条に規定する製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第509号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定により、次のとおり指定保安検査機関を指定した。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	保安検査を行う事業所		指定の区分	指定の期間
		名称	所在地		
秋尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	秋尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項において準用する同令第77条第2項から第4項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第510号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称及び開設者名の変更の届出があった。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		所 在 地	開 設 者 名	
変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後
総合病院松山市民病院	松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	財団法人永頼会	一般財団法人永頼会

○愛媛県告示第511号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	氏 名 又 は 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地	
3850100235	株式会社エイジングウェル	松山市日の出町10番80号	山 本 淳	放課後等デイサービス	アユーラ児童デイサービス2	松山市日の出町10番74号	平成25年3月1日
3850600093	有限会社佐伯電器	松山市古川北3丁目4番32号	佐 伯 英 三	放課後等デイサービス	パーソナルアシスタント青空東予こどもデイ青空壬生川	西条市周布201番地2	平成25年3月4日

○愛媛県告示第512号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	廃 止 に 係 る 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		廃 止 日 月 日
	氏 名 又 は 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地	
3850500012	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町2番60号	渡 邊 健	放課後等デイサービス	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会指定児童デイサービス事業所はげみ園	新居浜市高木町2番60号	平成25年3月31日
3851300032	四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6-55	井 原 巧	児童発達支援	四国中央市かわのえ通園ホーム	四国中央市金生町下分791番地の2	平成25年3月31日
3851300032	四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6-55	井 原 巧	放課後等デイサービス	四国中央市かわのえ通園ホーム	四国中央市金生町下分791番地の2	平成25年3月31日

○愛媛県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 に 係 る 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 日 月 日
	氏 名 又 は 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地	
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	就労移行	障害者支援施設松葉学園	西予市宇和町神領534番地	平成25年3月31日
3811400195	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	別 宮 静	就労移行	就労支援事業所あおぞら	西予市野村町野村12号15番1	平成25年3月31日
3813600024	株式会社悠遊社	松山市余戸南2丁目24番38号	寺 河 駿	居宅介護	株式会社悠遊社小田事業所	喜多郡内子町本川2424-1	平成25年3月31日

○愛媛県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり指定一般相談支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 事業者番号, 氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名, 指定地域相談支援の種類, 廃止に係る指定一般相談支援事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日

○愛媛県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月30日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所

Table with 3 columns: 氏名, 住所

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所

○愛媛県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年4月30日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考

○愛媛県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成25年 4 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字榎原3号90番3から 同字3号86番2まで	平成25年 4 月30日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年 4 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4 月17日	NPO法人障害者生活支援アイリス	東 俊 治	松山市祝谷町1丁目484 祝谷ハイツ101号	この法人は、障害を持った人々の地域社会への適応に対する不安を少しでも除くことができるような支援事業を行う。さらに、地域社会や行政の障害者に対する理解が深まるための橋渡しとなる活動を行うことを目的とする。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成25年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。
平成25年 4 月30日
愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
平成25年 7 月11日（木）13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成25年 6 月3日（月）から 6 月14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成25年度調理師試験を次のとおり実施する。
平成25年 4 月30日
愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
平成25年 9 月19日（木）13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成25年 7 月22日（月）から 8 月2日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 189

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成25年 4 月30日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第4（第4条関係） 医療職群(→)級別職務区分表			別表第4（第4条関係） 医療職群(→)級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	省略		3 級	省略	
	管理者の事務部局	省略 _____ 省略		管理者の事務部局	省略 東洋医学研究所長 省略
省略			省略		

附 則

この規則は、平成25年5月4日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則13 - 168

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 4月30日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機 関		職	機 関		職
省略			省略		
知事 部局	本庁	部長 <u>営業本部長</u> 局長 <u>技術監</u> <u>営業本部マネージャー</u> 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策 推進監 医監 高速道路推進監 技 幹 課長 室長 課長補佐 所長 <u>主幹</u> <u>営業主幹</u> 専門員（秘書課及 び財政課に属するもの並びに人事 係、組織定員係、能力考査係、給与 係及び法令係が所掌する事務の全部 又は一部を専門事項とするものに限 る。） 秘書 検査班長 船長 <u>主</u> <u>計係長</u> 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与 係長 福利健康係長 共済・年金係 長 広報係長 報道係長 広聴・相 談係長 法令係長 表彰係長 担当 係長（秘書課_____及び総合政策 課に属するもの（総合政策課にあつ ては、調整管理係に属するものを除 く。）、予算、庁舎管理及び守衛を	知事 部局	本庁	部長 <u>営業戦略監</u> 局長 <u>技術監</u> _____ 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策 推進監 医監 高速道路推進監 技 幹 課長 室長 課長補佐 所長 <u>主幹</u> _____ 専門員（秘書課及 び財政課に属するもの並びに人事 係、組織定員係、能力考査係、給与 係及び法令係が所掌する事務の全部 又は一部を専門事項とするものに限 る。） 秘書 検査班長 船長 _____ _____ 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与 係長 福利健康係長 共済・年金係 長 広報係長 報道係長 広聴・相 談係長 法令係長 表彰係長 担当 係長（秘書課、財政課及び総合政策 課に属するもの（総合政策課にあつ ては、調整管理係に属するものを除 く。）、予算、庁舎管理及び守衛を

			担当するもの並びに人事係 ____、給与係及び福利健康係 _____が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)				担当するもの並びに人事係、組織定員係、給与係、福利健康係及び共済・年金係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)
	出先機関	省略			出先機関	省略	
		東京事務所	所長 副所長 課長 主幹			東京事務所	所長 次長 課長 主幹
		省略				省略	
		心と体の健康センター	所長 技幹 次長 医監			心と体の健康センター	所長 _____ 次長 医監
		省略				省略	
	省略				省略		
教育委員会	事務局	本庁	教育長 副教育長 部長 財務指導監 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 専門員(秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 企画調整係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長 _____ (教育総務課及び教職員係に属するもの並びに <u>県立学校(特別支援学校を除く。以下同じ。)</u> の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を管理するものに限る。) 主任(総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに <u>県立学校</u> の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。) 主事(総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに <u>施設管理係</u> に属する _____ ものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。)	教育委員会	事務局	本庁	教育長 副教育長 部長 財務指導監 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 専門員(秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 総務係長 企画調整係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 施設管理係長 担当係長(教育総務課及び教職員係に属するもの並びに <u>施設管理係</u> に属する _____ ものうち人事及び給与について企画に関する事務を管理するものに限る。) 主任(総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに <u>施設管理係</u> に属する _____ ものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。)
		省略				省略	
	省略				省略		

省略	
人事委員会事務局	局長 次長 課長 係長
省略	

備考 省略

省略	
人事委員会事務局	局長 次長 課長 係長 担当係長
省略	

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

平成25年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成25年 4 月30日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。
- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成25年 4 月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めるために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

平成25年 5 月 1 日（水）から同年 6 月18日（火）まで

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 4 月30日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（警務課）</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p>	<p>（警務課）</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 県警察の所管に係る特例民法法人の監督に関する総合調整に <u>関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。